



初回無料

司法書士
行政書士

による

法律相談

相続登記の義務化がスタートしました！

開催 令和8年1月23日(金) 午後1時～午後5時

日時 令和8年1月24日(土) 午前9時～正午

ご予約 ☎ 0893-59-2076 (司法書士土居事務所)

●戸籍収集について

- ✓ どこまで戸籍を収集したらよいかわからない。
- ✓ 役所が開いている時間に取りにいけない。
- ✓ 遠くの役所から取り寄せなければいけない。

相続が開始した際に、必ず必要になるのが「戸籍」です。不足すると手続きが進みません。

●遺言について

- ✓ 遺産が少しでも遺言を書いた方がよい？
- ✓ やっぱり公正証書遺言にするべき？
- ✓ 遺言を書くときの注意点を知りたい。



家族関係が複雑・相続人が外国在住の場合は遺言を書くことで相続人の負担を軽くできます。

●相続財産の名義変更について

- ✓ 相続する財産の名義変更の仕方が分からない！
- ✓ 相続する土地や建物を自分の名義にしたい！
- ✓ 財産が不動産のみで分けづらい為に揉めそう！

相続登記の義務化がスタートします。放置しておくとう料がかかることがあります。

●生前贈与について

- ✓ 贈与の仕方を知りたい。
- ✓ 生前贈与と相続どちらが良い？
- ✓ このままだと相続が発生したとき、かえって家族に迷惑がかかりそうだ…。



適切な生前贈与は問題解決の鍵になります。

●(未)成年後見について

- ✓ 相続人に、認知症等で判断能力のない方がいる場合、(未)成年後見制度を利用して遺産分割をしなければ相続手続きが出来ない場合があります。

判断能力のない方や未成年者が署名押印した遺産分割協議書は無効となります。

●農地の利用について

- ✓ 農地に建物を建築するにはどのようにすればよいのか？
- ✓ 宅地と思っていた土地が農地だった？

農地の地目を変更するには、農地法に規定する許可の申請が必要です。

ご相談ご予約は ☎ 0893-59-2076

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

土居事務所 代表者 土居克久

(愛媛県司法書士会所属第507号)

(愛媛県行政書士会所属第99398044号)

〒795-0303 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 139 番地 4

内子町役場本庁東隣

(旧五十崎町役場)

内子 IC から車で5分 駐車場有り

<http://souzoku-uchiko.com/>